

第15回 青森県環境審議会

日時：平成24年1月30日（月）

午後1時30分～午後3時30分

場所：青森国際ホテル2階「春秋の間」

（司会）

それでは定刻になりましたので、ただ今から第15回青森県環境審議会を開会いたします。開会にあたりまして、佐々木副知事から御挨拶を申し上げます。

（佐々木副知事）

皆様、こんにちは。

副知事を務めております佐々木でございます。環境審議会開催にあたりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まずもって本日は御多忙の中、そしてまた大変な雪の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

そして委員の皆様におかれましては、常日頃から環境行政はもちろんのこと、県行政全般にわたりまして御理解・御協力を賜っておりますことに心から感謝を申し上げます。

さて、昨今の地球規模での環境問題は、人類が直面し、早急に対策を講じなければならない最大の課題となっております。昨年、記憶に新しいところではタイの洪水といったものがございましたが、あの頃、既に今冬の日本の豪雪といったものを話題にしている議論を聞いた記憶もございます。今さらながら、地球規模での環境問題というのは、実は身近な問題であるということを実感しているところでございます。

こうした近年の人類の営みによって顕在化しつつある地球温暖化の進行や天然資源の枯渇、そして生態系の破壊などを回避し、持続可能な社会を築くための課題と向き合い、その解決に向けて努力することは今を暮らす私達に課せられた責務であります。

また、昨年3月に発生いたしました東日本大震災、本県におきましても大変大きな被害をもたらしました。直接被害で1,337億円ということでございまして、これはもちろん本県の災害史上最大の被害額でございます。こうした本県を含めまして、東北地方にこの大震災は甚大な被害をもたらしたところでございます。

私達はいつの時代でも自然の猛威に備え、自然への畏怖を忘れず、エネルギーや資源の大切さを深く認識しながら、安全・安心で持続可能な社会を築いていかなければなりません。

このような状況にあって、県としましては本県が目指す「循環と共生による持続可能な地域社会」の実現に向けて、「第3次青森県環境計画」に基づく施策を積極的に進め、青森

らしさを創る財産であり、そして基盤でもあります本県の「環境」を県民の皆様と一緒に守り育てていきたいと考えております。

本日は「第3次青森県環境計画」の生物の多様性の保全に関連する「第11次鳥獣保護事業計画案」、「第3次特定鳥獣保護管理計画（下北半島のニホンザル）案」のほか、「平成24年度公共用水域の水質の測定に関する計画案」及び「平成24年度地下水の水質の測定に関する計画案」について御審議をいただいたのち、「青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例案」及び「青森・岩手県境不法投棄事案」につきまして御報告をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見、御提言を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（司会）

続きまして、本日の会議の成立について御報告申し上げます。

会議の成立は青森県附属機関に関する条例により、委員の半数以上の出席が必要となっておりますが、本日は全委員33名中24名の委員に御出席いただいておりますので、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、出席者につきましては別紙名簿を御覧ください。

次に県側の出席者を紹介いたします。

先ほど御挨拶をいたしました佐々木副知事です。

県環境生活部、名古屋部長です。

環境政策課、濱谷課長です。

自然保護課、前澤課長です。

環境政策課、工藤計画・管理グループマネージャーです。

同じく、工藤環境保全グループマネージャーです。

自然保護課、前田自然環境グループマネージャーです。

県境再生対策室、中野渡総括主幹です。

同じく、西谷総括主幹です。

青森県環境保健センター、根岸次長です。

同じく、米谷公害部長です。

私は本日の司会を務めさせていただきます自然保護課、自然公園グループマネージャーの久保と申します。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

審議会の運営につきましては、青森県附属機関に関する条例に基づき会長が議長となつて会議を進めることになっておりますので、以後の議事の進行は藤田会長にお願いいたします。

藤田会長、どうぞよろしくお願いいたします。

(藤田会長)

青森大学の藤田でございます。よろしくお願いいたします。

それではさっそくですが、まず議事に入らせていただく前に、議事録署名者を指名させていただきたいと思います。順番になっていまして、今日は角谷委員と沢田委員なんですが、よろしいでしょうか。

異議なし

(藤田会長)

それではよろしくお願いいたします。

それでは、まず本日の諮問案件4件ということで、今、副知事さんからお話がありましたが、諮問書をお受けしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(佐々木副知事)

諮問書

青森県環境審議会

会長 藤 田 均 殿

次の事項について、諮問します。

- 1 「第11次鳥獣保護事業計画(案)」について
- 2 「第3次特定鳥獣保護管理計画(下北半島のニホンザル)(案)」について
- 3 「平成24年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)」について
- 4 「平成24年度地下水の水質の測定に関する計画(案)」について

平成24年1月30日

青森県知事 三 村 申 吾

よろしくお願いいたします。

(藤田会長)

ただ今、諮問書を受け取りましたので、さっそく本日の議事に入りたいと思いますが、佐々木副知事は所用のため退席されるということです。

(佐々木副知事)

申し訳ございませんが、ここで失礼させていただきます。よろしくお願いいたします。

(藤田会長)

それではさっそく議事に入りたいと思います。

第1番目、「第11次鳥獣保護事業計画(案)」につきましてということで、事務局から御説明をお願いいたします。

(前澤自然保護課長)

それでは自然保護課関係、2件の諮問案件について説明させていただきます。

自然保護課長の前澤です。以下、着席のまま御説明させていただきます。

はじめに、第11次鳥獣保護事業計画について御説明いたします。委員の皆様には事前に資料1「事業計画書(案)」と資料2「事業計画(案)の概要」を送付していますが、本日は資料2を用いて説明させていただきます。それでは資料2の1ページを御覧ください。

鳥獣保護事業計画の法律上の位置付けです。この計画は鳥獣保護法に基づき都道府県知事が国の基本指針に則して行う鳥獣保護事業の実施に関する計画を定めるものです。表の右側ですが、今回は法律改正があり、それを受けて国の基本指針が改定されました。県ではこれをもとに第11次計画を作成するものです。

2ページ目の鳥獣保護事業計画ですが、鳥獣保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域の指定に関する事項のほか、鳥獣の捕獲許可、鳥獣保護思想の普及などについて記載しています。

計画期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間です。

3ページ(3)計画策定方針については、第1次計画から第10次計画までにおいて、本県の大部分を占める森林性鳥獣のための鳥獣保護区は、十分必要量を確保され、その他の鳥獣保護区についても適正に配置されてきました。

第11次計画では鳥獣保護区の新規、拡大、更新などは計画されていませんが、新規等の案件が発生した場合には現地調査、生息鳥獣の把握を行い、鳥獣の保護を早急に図る必要のある箇所につきましては、利害の調整を図りながら指定区分ごとの方針に従い新たな鳥獣保護区の指定または区域の拡大に積極的に努めてまいります。

4ページの鳥獣保護区の指定区分については、国が定める7つの指定区分に基づき指定します。

5ページの県内の鳥獣保護区について。現在、国・県合わせて88箇所、131,894haが指定されています。内訳は、県指定が83箇所、71,392ha、国指定が5箇所、60,502ha。県土面積に占める割合は約13%となっています。

6ページを御覧ください。赤が鳥獣保護区、緑が休猟区、青が特定猟具使用禁止区域、黄色が鉛散弾規制区域です。

7ページです。休猟区は狩猟鳥獣の生息数の回復を図るため狩猟を休む区域であり、3年間指定します。指定期間終了後は狩猟が可能な区域となります。平成24年度は五所川原市石田坂他7箇所、25年度は中泊町宮野沢他11箇所、26年度はつがる市筒木坂他10箇所、

27年度は五所川原市喜良市他 10 箇所、28年度は五所川原市太田他 11 箇所。計 54 箇所、99,319ha を指定します。

8 ページの特定猟具使用禁止区域ですが、特定の猟具を使用した鳥獣の捕獲に伴う危険の予防、指定地域の静穏を保持するため指定します。本県では「銃」の使用禁止区域がありますが、今後、わなの使用が増え、市町村長などから要望が上がればわなについても指定していくこととなります。

指定区域については9 ページです。平成 24 年度は中泊町大沢内他 12 箇所、25 年度は十和田市大沢田 1 箇所、26 年度は十和田市大不動他 2 箇所、27 年度は尾山他 1 箇所となっておりますが、これは七戸町尾山頭ですね、申し訳ありませんが尾山頭他 1 箇所の間違いでございます。訂正をお願いいたします。28 年度は十和田市松陽他 2 箇所。計 22 箇所、8,700ha を指定します。

主な取組ですが、10 ページを御覧ください。有害鳥獣捕獲について、鳥獣による農林作物などへの被害は県内一円で発生しています。特に中山間地域でのニホンザル及びカモ類による被害が顕著になっています。また、市街地及びその周辺区域においてはカラス類による被害、弘前市では特定外来生物に指定されているアライグマによる農作物被害が確認されており、生活環境への影響や生態系への影響が懸念されています。これら被害に対処するための有害捕獲従事者の要件について見直しをします。

主な内容として、1 つ目として、狩猟者が減少傾向にあることを考慮し、有害捕獲に従事する者を確保するため、銃器による捕獲をする場合に「通算 3 回以上の狩猟者登録を受けた者」を「申請前 1 年以内に狩猟者登録を受けた者」とします。

2 つ目として、狩猟免許を受けていない者であっても、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、住宅などの建物内における被害を防止する目的で小型の箱わなもしくはつき網を用い、または手捕りによるアライグマ・カラス・ドバトなどの小型の鳥獣を捕獲する場合や農林業被害の防止の目的で自らの事業地において囲いわなを用いてシカなどを捕獲する場合は、捕獲を許可できることとします。

3 つ目として、国、地方公共団体及び環境大臣が定めた法人が銃器以外の方法で捕獲する場合、従事者に対して講習会を実施することにより安全性が確保されていると認められる場合は、狩猟免許を受けていない者を狩猟免許を受けている者の監督下で補助者として従事できることとしています。

4 つ目、捕獲期間を長期的に設定します。これまでは銃器は 3 日以内、網・わなによる場合は 10 日以内を標準として、被害状況により長期の捕獲期間を必要とする場合は 30 日以内としていましたが、実態としてはほとんどが 30 日以内の許可となっており、市町村から捕獲期間の緩和の要望や近県の基準を参考にした結果、標準を 3 日以内から 30 日以内とします。

11 ページを御覧ください。被害が顕著なカラス・ウサギについては 60 日以内、特定外来生物に指定されているアライグマ、目撃情報が寄せられているニホンジカについては長期

的に捕獲ができるよう 90 日以内としています。有害捕獲の事務については市町村に権限移譲されていますので、許可日数は各市町村長の判断となります。

12 ページを御覧ください。愛玩のための飼養の目的について。これまではメジロの捕獲が可能となっていました。今回、改正された国の指針に基づき、原則として捕獲を認めないこととします。特別な事由がある場合に限り捕獲を許可することとしますが、野外で野鳥を観察できない高齢者などに対して自然とふれあう機会を設ける必要があるなどの場合に限ります。

13 ページ(3) 下北半島のニホンザル対策ですが、第3次特定鳥獣保護管理計画(案)として諮問していますので、後ほど御説明いたします。

14 ページ目の(4) 鳥獣の違法捕獲防止ですが、当課及び地域県民局に鳥獣保護担当職員を配置し、また各地域で鳥獣保護員を委嘱し、鳥獣の違法捕獲の撲滅に取り組んでいます。また、県内の小鳥販売店を立入調査し、違法捕獲された野鳥、違法輸入鳥の販売について取締を行っています。鳥獣保護担当者に県民から違法捕獲、違法飼養の情報が寄せられた場合には、現地を確認の上、警察当局と連携し取締を実施します。

次(5) 傷病鳥獣の保護です。県の鳥獣保護センターに収容される傷病鳥獣は、年平均 100 個体前後となります。鳥獣保護については獣医師の往診を受け、野生復帰を目指し、治療、給餌を行っています。

15 ページにフローチャートを載せています。傷病鳥獣の発見者から通報がありますと地域県民局職員が保護に向かい、同センターへ搬送しますが、早急な治療が必要な場合は県と委託契約をしている獣医師が治療を行い、容体が安定してから搬送します。天然記念物に指定されている鳥獣については文化財保護法により市町村教育委員会の指示により対処することになり、通常、鳥獣保護センターへ搬送することになります。

16 ページ、(6) 人獣共通感染症への対応ですが、近年、国内においても家畜において鳥インフルエンザが発生し、大きな問題となっています。本県では昨年3月、三沢市でハヤブサから鳥インフルエンザウイルスが検出されたところです。県では野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応マニュアルに基づき、ウイルス保有状況調査など、関係機関と連携し調査を実施しているところです。

また、県のホームページなどで高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方などについて住民への情報提供を実施しています。

17 ページ、普及啓発です。毎年、5月の愛鳥週間にあわせ、県内全小中高等学校に対し愛鳥週間用ポスター原画コンクールへの出品を呼び掛け、毎年多くの応募があり、愛鳥思想普及の広がりを感じているところです。これまで林野庁長官賞を受賞しているほか、続けて入選もしています。

また、校外学習として、毎年、小学生が県庁を訪れ、自然環境や野生鳥獣の大切さ、人との関わりについて学習しており、今後とも力を入れていきたいと考えています。

なお、第11次計画書(案)については、昨年11月28日から12月27日まで県のホーム

ページなどでパブリックコメント制度による意見募集を実施したところ、意見の提出はありませんでした。

以上をもって説明を終わります。

次に委員の皆様方から事前にお受けした御意見に対する回答です。資料の2 - 1をお願いいたします。

1つ目の、「大型哺乳類の生息域拡大の中に、カモシカは入っていないのか」ということですが、カモシカについては現在のところ農林水産物への深刻な被害が見られないことから、生息数についても顕著に拡大していないものと考えております。

2つ目、傷病鳥獣と鳥獣保護センターに関してでございます。獣医師の数です。青森家畜保健衛生所7名とボランティア獣医師1名の合計8名となっています。平成22、23年度の鳥獣保護センターに収容された傷病鳥獣の内訳ですが、平成22年度はハクチョウ24羽、フクロウ12羽、ノスリ7羽、カモシカ5頭、タヌキ4頭などとなっています。平成23年度は12月までの集計ですが、ハクチョウ13羽、フクロウ5羽、ウミネコ4羽、カモシカ2頭、コウモリ2頭となっています。年間予算ですが、非常勤嘱託員人件費222万円、休日等の雇用人夫賃金39万円、光熱水費・通信費20万円、エサ代・薬品代が22万円の約300万円となっております。

最後に、野鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生事例ですが、平成20年5月十和田湖畔で回収されたハクチョウ、これはオオハクチョウですね2羽、先ほど申し上げましたが昨年3月三沢市で回収されたハヤブサ1羽から検出されています。

以上で資料2 - 1について説明を終わらせていただきます。

(藤田会長)

ありがとうございました。

この鳥獣保護区での件ですが、新規はないということで全て継続にはなっておりますが、ただ今の県の御説明に対しまして何か御意見・御質問等がありましたらお願いいたします。

ちょっと私から伺いたいんですが、まず高病原性鳥インフルエンザの件なんですが、オオハクチョウは平成20年以降、20年は分かったんですけども21年から23年は、インフルエンザの発生がないということでよろしいですね。

(前澤自然保護課長)

高病原性鳥インフルエンザの発生につきまして、県内で、ただ今御説明した以外には確認はないということでございます。

(藤田会長)

そうですか、はい。ありがとうございました。

青森県内では餌付けは禁止しているんですか。この前、平内の浅所海岸にハクチョウを

見に行ったんですが、あそこにも結構まだハクチョウがいましたけれども、ああいうところでエサやりはもう止めているわけですね。

(前澤自然保護課長)

先ほど申し上げた平成 20 年の十和田湖畔での鳥インフルエンザの確認以来、県としては鳥インフルエンザの蔓延する原因というのが、やはり野鳥が集合しているところとか、そういうところでの餌付けによって促進することがないように県民の皆様方には餌付けについては自粛していただきたいということで呼びかけをさせていただいております。

(藤田会長)

分かりました。

どなたか御意見、ありませんか。よろしいですか。

針生さん。

(針生委員)

針生です。愛玩のための飼養目的について、原則として認めないとすると、現在飼っているのはどうなるのかということがあるわけですね。市町村長の許可で飼っているのが、もう死んでしまっても次から次と新しい鳥を密かに捕まえてきて、ずっと 10 年も 20 年も生きている鳥が存在するわけですね。

それから、高齢者に対して自然とふれあう機会を設けるため外へ出れない人に飼養を認めるということがあるんですが、拡大解釈される恐れがあるんじゃないかなと。恐れがですね。現在、DVDとか、いろんなものが販売されておりますので、そちらで楽しんでもらうという方法もあるかと思います。

それから鳥獣保護員についてですが、いわゆる猟友会のメンバーが大半で、野鳥の会関係は、私の記憶ではいなかったのかなと思っているのですが。もう少し、狩猟免許が無くても鳥獣保護はできるわけですから、少し解釈を拡大して、動ける人、猟友会の方々、まあ野鳥の会もそうですが高齢化しておりますので、やはりそういう平均年齢も加味して、もう一度調査して対応する必要があるんじゃないかなと思っています。

それから、今、藤田会長もお話しされましたが、小湊の浅所海岸、餌付けをやっちゃダメだよって看板がある関係か、前みたいにエサをあげるために行く人がかなり少なくなりました。それでも少数の方は行ってエサをあげています。その関係かカモ、オナガもなんですが、駐車場の方まで広範囲に上がっております。それから藤崎町の平川なんですが、あそこにも結構、いわゆるエサをくれる人がいますし、カモもかなり上まで上がってきております。

私は、ハクチョウもいろんな形でインフルエンザの関係があるかと思うのですが、やはりカモ類の方が非常に危ないんじゃないかなと思っていますので、もう一度、それをチ

エックする必要があるのかなと思っております。

野鳥の会も本部の方でいろんな形でやりとりをしていますけれども、子ども達に、いわゆる鳥と触れ合う場が必要なわけですから、その見極めをいつまで経っても、ハクチョウにエサをやってはいかんというのは、ちょっともう一度いろんな方々と知識を交換しながら検討をする必要があるのではないかなと、そういうことを思っております。

いつも同じことを言うんですが、日本の国の鳥はキジでございます。そのキジを、国の鳥を撃っているという国は日本人として私はすごく恥ずかしいんです。ですから、国の方針がこうだからと言わないで、青森県が先駆けて環境問題に取り組んでいるんだと、国の鳥キジは撃ってはならないということを私はやはり検討する時期に来ているのではないかなと、そう思っております。

以上です。無理に答弁はおりません。

(前澤自然保護課長)

それでは、ただ今質問のあった件、順番にお答えします。まずメジロの件ですけれども、説明いたしました資料で、国の方で基本方針が改定になりまして、それに基づきましてメジロについても原則捕獲禁止ということになりました。今、飼っているメジロはということは、既に飼われているということで対象にならないと考えております。

あくまでも、野鳥を見たいという高齢者の方々にとということもお話申し上げさせていただきましたが、やはりメジロも原則的には禁止するものと考えておりまして、高齢者に対しても極めて限定的に解して、先ほど申し上げましたとおり、自然と触れ合いの機会を設ける必要があるという場合に限るということでございます。

鳥獣保護員について御質問がありました。現在、56名委嘱させていただいておりますが、高齢化等いろいろ問題があるということですが、私どもとしても野鳥、あるいは自然保護の観点から鳥獣保護員の方々の役割は非常に重要なものと考えておりますので、これからも意見交換をさせていただきたいと考えております。

次に餌付けの件でございますが、先ほども申し上げましたが、やはり鳥インフルエンザウイルスがここ数年確認される事例が多くなっているということでございます。従いまして、どうしてもそのリスクを減らさなきゃならん、そのためには餌付けをすることによって野鳥が集まって、それが呼気、あるいはその排泄物から感染する可能性がありますので、それをできるだけ未然に防止したいということで、引き続き餌付けについての自粛というものはお願いしていきたいなと考えております。

最後に、キジは国鳥ではないかということで、確かに国鳥でございます。それで県としても放鳥ということでいろいろ対処しておりますが、確かに狩猟の対象になっているということでございます。それをすぐに禁止云々ということとはできないと思っておりますが、様々、これから検討させていただきたいと思っております。

(藤田会長)

1月23日の朝日新聞に、津軽ダム周辺でオオタカやクマタカが繁殖をしていたという記事が載っているのですが、ここは鳥獣保護区になっているんでしょうね。資料2の6ページの図には、見づらいんですけども、どうなのでしょう。入っているのでしょうか。津軽ダム周辺です。

青森というのは自然が豊かで、鳥獣がすごく多いと、生物多様性が本当に本州の中では一番すばらしいのではないかと私は認識しているのですが。

(前澤自然保護課長)

鳥獣保護区の、津軽ダム周辺も鳥獣保護区になっております。

(藤田会長)

そうですか、ありがとうございます。何かその記事によりますと一組のクマタカは3年連続で繁殖しているということが書かれていまして、すごくいいことだなと思ったんですが。

それでは特にないようなので、この第1議案につきましてはこのまま了承ということに。はい、すいません、じゃあどうぞ、お願いいたします。小田委員さんですね。

(小田委員)

ただ今、針生委員の方からのお話もあったんですが、愛玩のための飼養の目的というところの、原則として認めないということの特別の事由に、高齢者の触れ合いのためという事由が事例としてあるんですけど、これが拡大解釈されて口実になって、これを理由にそれこそ認めてもらうということが出てくるんじゃないかなということで、私としてはこの特別な事由にこの()の中をむしろ記さないでおいの方がいいのかなという気持ちがありまして。何か、これだと、これを理由に、口実にというような気持ちがあって、むしろこれが事由の中にあるというのがちょっと私、大変素人なんですけれど、ちょっと引っかかっておりました。

(藤田会長)

この資料は特に外には出ないんですよ。

(前澤自然保護課長)

今の資料ですか。

(藤田会長)

出るんですか。

(前澤自然保護課長)

外に出る、出ないというよりも、公開の会議ですから、そういう意味では出ています。

ただ、やはり、先ほども申し上げたとおり、原則捕獲禁止ということで、その辺は厳格に対処していくのが大事かなと思っております。

(藤田会長)

いやいや、捕獲じゃなくて。

(前澤自然保護課長)

飼養ですね。

(藤田会長)

よろしいでしょうか。もう出ちゃっているということで、これはね。

はい、それでは先ほどもちょっと話しかけましたけれども、このままで第1議案につきましては認めたいと思います。

続きまして第3次特定鳥獣保護管理計画(下北半島のニホンザル)(案)につきまして、事務局の方から御説明をお願いいたします。

(前澤自然保護課長)

それでは第3次特定鳥獣保護管理計画(案)について御説明いたします。委員の皆様方には事前に資料3「第3次特定鳥獣保護管理計画(案)」、それと資料4「計画(案)の概要」を送付していますが、資料4で説明させていただきます。

1ページを御覧ください。、計画策定の目的及び背景の1、基本方針ですが、現行の第2次計画の基本的な考え方を踏襲しつつ、事業の効果・妥当性を検討し、見直しを行ったものです。

2、目的及び背景ですが、下北半島のニホンザルは昭和45年に「下北半島のサルおよびサル生息北限地」として国の天然記念物に指定され、保護が図られていること。青森県レッドデータブックでは「絶滅のおそれのある地域個体群」に位置づけられています。しかし、農作物被害の現状は生息域に隣接する農地のほぼ全域で農作物被害が発生し、農家の生産意欲に減退を招いている状況であります。

課題の1点目ですが、群れの分裂が進み、行動域が拡大していること。2点目は、依然として農作物被害が減少していない地域があることです。これらの課題解決に向け、基本的取組方針では6項目を掲げています。

1点目、サルと住民との共存に向けた施策を推進すること。2点目、農作物被害防止・行動域の拡大や個体数の増加による分裂を防ぐための捕獲を含めた多様な対策を行うこと。3点目、土地管理区分に応じた被害防除対策や捕獲対策を行うこと。4点目、サル被害に

迅速に対処するため、捕獲申請の判断を市町村に委ねるなど市町村の役割強化を図ること。さらに県と市町村が連携して、人材育成を行うこと。5点目、県は計画目標達成に向けてモニタリング調査を実施し、必要があれば計画の点検・修正する。フィードバックシステムを導入していくこと。6点目、サルとの共存に向けて住民への普及啓発や合意形成を図るための対策に努めること、です。

2ページ目を御覧ください。 、計画期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間です。

3ページを御覧ください。 、計画対象区域です。むつ市及び下北郡の4町村です。

、現状の1、生息状況の変遷です。下北半島のニホンザルは昭和35年頃に旧脇野沢村の九艘泊地区に姿を見せ始め、その頃からサルの保護と農作物被害の問題が始まっています。昭和39年からサルの保護増殖と被害対策のための餌付けを開始し、昭和45年には北限のサルとして国の天然記念物に指定されています。

その後、サルの生息数は増加し農作物被害も拡大したため、当時の脇野沢村では昭和56年度にA1群、約80頭を捕獲して野猿公園に収容しました。また、平成元年からは、野辺地町のむつ湾観光牧場が飼養していたタイワンザルが北上して、北限のサルとの交雑が問題化した時期がありましたが、むつ市と東通村において3頭が捕獲され、最近では目撃はありません。

平成3年頃からはニホンザルの生息数が急速に増え始めたことに伴い、住家侵入も増え、また農作物被害は佐井村、大間町、風間浦村へと拡大し、被害防止対策として電気柵の設置やサル監視員の配置などを行ってきました。その後、平成12年度の鳥獣保護法改正により特定鳥獣保護管理計画制度に基づき平成16年度に特定鳥獣保護管理計画を策定し、問題個体の捕獲などの対策を講じ、また平成20年度には第2次計画を策定し、個体数調整やモンキードッグによる追い上げなどの対策を講じ、現在に至っています。

左下の図が分布域の変遷図です。大正時代からのサルの生息分布域の変遷です。年々、生息域が拡大していることが分かります。

4ページ目を御覧ください。2の市町村別の農作物の被害状況ですが、平成22年度の被害総額、約550万円のうち佐井村が約390万円と一番多く、次いで大間町、風間浦村、むつ市の順になっています。

作物別の被害状況では、人参、大根などの野菜が69%、ついでイモ類、水稻、豆類、果樹の順となっています。

右側の図が農作物など被害発生位置図です。過去7年間の発生状況を表したものです。赤い線の囲みが群れによる被害、青い線の囲みがハナレザルによる被害となっています。東通村を除く下北半島の平野部の大半で被害が発生していることが分かります。

5ページ目を御覧ください。 、被害対策、捕獲とその成果です。電気柵、追い払い、追い上げやモンキードッグによる追い払い・追い上げなどを実施し、電気柵については維持管理が適切にされればその効果は十分にあることが分かっています。モンキードッグに

よる追い払い・追い上げは効果が出ており、むつ市、脇野沢地区では被害額が10分の1以下になっています。

次に、2、捕獲とその効果は、被害を出している群れの個体数調整を主体に捕獲を実施したことにより人家侵入や人的被害を未然に防止し、住宅地や農地での群れの滞在時間の減少により農作物被害の増加の抑制、個体数の増加抑制に効果がありました。

6ページ目を御覧ください。 、保護管理のための具体的取組です。申し訳ないのですがちょっと誤植がありました。土地地区分とありますが土地管理区分です。その定義と管理方針は、サル排除区域、サル調整区域、サル保全区域の3区分としています。サル排除区域は、防除すべき財産のある区域として、主に住宅地・農地などの区域です。サル調整区域は本来のサルの生息地である森林地帯から防除地帯へサルが出ないような環境づくりを行う緩衝地帯であり、主に民有林の区域です。被害地域では、群れの追い上げを行う他、他の適かつ現実的な排除方法が見あたらない場合は、個体数調整や群れ捕獲を行います。サル保全区域は、サルにとって良好な生息環境であるべき森林地帯であり、主に国有林の区域です。原則的に捕獲は行わないことになっています。ただし、人と農作物に被害を与えた個体の排除は必要に応じて行います。

7ページを御覧ください。土地管理区分図です。紫色がサル排除区域、緑色がサル調整区域、黄色がサル保全区域です。

8ページを御覧ください。2．捕獲目的の種類と管理方針です。第2次計画、第3次計画とも加害個体除去、個体数調整、加害群除去の3つから被害状況に応じて選択します。加害個体の除去については、サル排除区域に出没または定着し、人家侵入や人などへ危害を与えている個体及び農作物に甚大な被害を与えた個体の捕獲ができます。捕獲にあつては、加害個体の特定に努め、追い上げなどの被害防除対策を実施しても被害防止できない場合に実施します。個体数調整については群れ単位で住宅地や農地に頻繁に出没し、組織的な追い払いなどの防除対策を行っても被害が軽減できなかった場合は、群れの規模、行動域の把握を行った上で個体数を調整できることとしています。個体群の除去については、群れの大半が人家侵入や農作物に甚大な被害を繰り返すなど、加害レベルが高く、加害個体の捕獲では効果が見られない群れ、あるいは生息数の増加などにより分裂し、また分裂が予測され、被害区域を拡大させる恐れのある群れについては捕獲することを可能としています。

また、ニホンザルを永続的に維持するため、環境省のガイドラインを参考にして、最低限20群または1,000頭、250平方キロメートル以上の連続した分布域を確保することに配慮していくこととしています。

3．保護管理事業の実施ですが、実施体制は下北半島ニホンザル保護管理対策協議会の構成機関である国、県、市町村、農協及び観光協会連合会は互いに連携しつつ、計画達成に向けた取組を進めます。市町村は毎年度保護管理事業の実施計画を策定し、計画案は下北半島ニホンザル対策評価科学委員会で検討します。生息状況及び農作物被害状況を把握

し、計画見直しのための基礎資料とするため、モニタリング調査を実施します。

次に9ページを御覧ください。法体系です。特定計画は鳥獣保護法による特定鳥獣の生息状況などを勘案して、長期的な観点から鳥獣の保護を図るため、特に必要のある場合に県知事が定めることとしており、先ほど御説明した鳥獣保護事業計画に適合していることが要件となっています。

なお、第3次計画案については、昨年11月15日から12月14日まで県のホームページなどでパブリックコメント制度による意見募集を実施したところ、意見の提出はありませんでした。

最後に、本計画は下北半島ニホンザル対策評価科学委員会から助言を受けた上で、下北半島ニホンザル保護管理対策協議会で合意形成を図って作成したものであることを申し添えさせていただきます。

以上をもって説明は終わります。

(藤田会長)

ありがとうございました。

私もこの管理計画検討委員になっているものですからこの計画はよく知っているのですが、結局は下北半島のニホンザルは、地域指定で天然記念物になっているということで、一般的な害獣駆除が出来ないと。それで、今日出された資料の地図の3枚目にありましたように、天然記念物になった左上の3番目のものが現在はこれだけ広がってしまっているということと、最初は脇野沢の方にしかいなかったのが、今はむつ市になっていますけれども、佐井村といったところがかなり被害が出てきているということですね。

それから数も、最初は200数頭、天然記念物の時は200数頭だったんですが、環境省の指針では1,000頭20群までだったら下北半島の種の保存上は問題ないだろうということだったのが、現在は約2,000頭ぐらいにまで増えてしまっていて、それでここにあります北限のサルの保護と住民との共存を図れと言いますけれども、1ページのところに書いてあるのですが、やっぱりすみ分けしかないだろうといったようなことで、今、モンキーダッグによってかなりそれが功を奏しているといったような状態です。

それでは何か御意見がありましたらお願いします。

今回、新たに入ったのは何かと言いますと、群れ捕獲ができるようになったといったようなことです。もう増えて、増えて、増えてきていますので、群れ捕獲でしか対応は出来ないだろうといったようなことで、もちろん保護地域でやるわけではなくて、人家周辺、あとは畑のところに出てきたサルに対しましての群れ捕獲を行わざるを得なくなっている。そのくらい被害が増えてきているということです。

はい、どうぞ。お名前をまずお願いします。

(佐藤巧委員)

佐藤と言います。今、議長さんがお話した3ページの図を見ますと、生息範囲がかなりむつ市の方に広がってきております。それで、群が56群で1,923頭ですか、資料3の方のデータを見ると、年間大体100頭ぐらいずつ増えているんですね。資料3に書いているデータです。このペースで増えていくと、たちまち下北半島はサルだらけということになると思うんですよ。

それで群として捕獲できるというようなお話ですので、そういう形、そういう対策を取っていくのかなと、一人で考えております。

それから、被害額について、資料3の5、6ページですね。平成8年に約900万、それが平成22年で550万に個体数が増えているのに被害額が減っていると。それで今の御説明にありましたけれども、モンキードッグの効果が見られるということなんですが。この被害額というのはモンキードッグだけのものなのか、別の要素があるものなのか疑問を持ちましたので話をしてみました。

(藤田会長)

事務局の方で分かりますか、被害額が減っているということに対しまして。

先ほどの御説明では、モンキードッグの効果で脇野沢が10分の1になったというようなお話もありましたが。

(前澤自然保護課長)

やはり、佐藤委員が今おっしゃったモンキードッグの効果も大きいと思います。もちろん、その他に電気柵での防除であるとか、いろんな対策を関係市町村が毎年調査しているわけなんです、それに基づいて被害防除対策をどうしたらいいかと。あるいは生息環境をどうしたらいいかと。様々検討しながらこれまでやってきた効果が現れているものと考えております。

(藤田会長)

よろしいでしょうか。他に何かございますか。

はい、どうぞ、お願いします。

(山口委員)

山口と申します。私も全然専門外なので恐縮なのですが。

20ページ、サルの害が大きな問題になり、でも共存というようなことで非常に重要な審議だと思っております、その上で20ページ、これは資料3の20ページのところのことに關して、もう少しお話を伺いたいんですけども。

環境教育や地域資源として活用していく、つまり住民などの普及啓発、合意形成はとて

も大事だと思います。その上で、20 ページのウのところ、研究や研修の場としての活用及び関連施設の整備ということが提示されています。これに関してなんですけれども、もちろん私は大学に勤めておりますので、こういう場でアカデミックな地が利用されて活用されるということは大変望ましいことであると思うのですが、ただ、エコミュージアムの整備を検討するということの指摘もあるのであります。なかなか学術的な地が利用されるのは大事なのは大事なんですけれども、往々にしてそういうエコミュージアムというようなものを造るということになっていくと、ただ研究施設ができて終わりとか研究者の拠点ができて終わりとか、ほとんど展示の観光施設と半々なるのであれば、あまり展示の変化のないような、あまり観光客が訪れないような施設になったりとか、なかなかエコミュージアムという聞こえはいいんですけれども、実効性がどうなのかなというようなことが往々にして多いと思います。

その上でお伺いしたいのは、エコミュージアムの整備を検討するということが、どれくらい今話が進んでいるのか、実効性のあるものとしてどれくらい現実的な、今、整備状況というか計画にあるのかということ、可能であればお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

(藤田会長)

じゃあ、事務局、よろしくお願いします。

(前澤自然保護課長)

今回お示した計画案には、確かに20 ページにエコミュージアムの整備、検討をするとは書いておりますけれども、具体的にいつ、どのようなものを、いくらかけて整備しようというお話はまだ出ているわけではございません。

(藤田会長)

まだほとんどないと思います、これは。具体性がありませんので。

はい、どうぞ、針生さん。

(針生委員)

電気柵の延長、いわゆるメーターあたりのイニシャルコストとランニングコストはいかほどになっているのか、もしお手元に資料があれば御提示願いたいと思います。あくまで、元電気屋なものですから、参考までです。今でなくても結構です。

(前澤自然保護課長)

若干お時間をいただいた方がいいと思います。

(藤田会長)

どうでしょうか。後にしますか、これを答えるのは。

(前澤自然保護課長)

今お答えできないと思います。申し訳ありません。

(藤田会長)

確か、資料には載っていたと思いますので、資料があるはずですから。

今日回答されますか、それとも後日ということになりますでしょうか。

サルって頭が良くて、電気柵があってもくぐり抜けたり、それからおとりを使って電気を逃がした後で皆で入って来たり、いろいろあるんですが、結構管理が大変なようですね。

それでは後日、これについては針生さんにお答えいただくということで皆様にもお答えいただければと思います。

はい、それではどうぞ。

(熊谷委員)

熊谷です。さっき山口委員のいったところの19ページと20ページで、環境教育とかやるとすぐ反応するものですから、ちょっとコメントでございませけれども。

やはり、県民の方を相手とかというのにもっと力を入れて、先ほどの傷病鳥獣の数とかも他の県に比べたら少ないけれども、多分あのフローチャートを直せという気はございませけれども、ああいうのもやっぱり、多分いろんな傷病鳥獣の保護だとか解剖だとかをやるというんなデータが得られるということなので、もっとも県民の方にも協力ももらうような体制というのも大事だと思いますし、そういうのも環境教育に入るなとつくづく思いました。多分先ほどのエコミュージアムというもの、これ、都市計画の中の正式な言葉だと箱モノを造るということではなくて、ここに既存施設を利用してどこを回って、ルートを作る。お昼はこの辺で食べるとか。そういう、多分イギリスで発祥になった、箱モノを造るじゃなくてこういう自然のもの。ちょっと可能かどうかは是非早めに検討をしたらいいと思います。やっぱり箱モノを造るわけじゃないので、どこどこを見て回ると1日で行けますよとか、一泊二日で行けますよというのをやはり提示してもらいたい。

私なんか自然保護は詳しくないので、下北のあの辺、やっぱり行ってみたいとは思っているものの、なかなか自分ではということがございますので、是非、整備を検討していただきたい。予算の話もありますが、是非力を入れていただければなと、コメントでございませ。

(藤田会長)

軽井沢でクマが街中に出てきて、それをエコツーリズムと称して星野リゾートでベアドッグを使ってクマを追い上げるという事業をやっています。それで、観光客からお金を取

って、実際にペアドッグを使っただけのクマの追い上げを体験させるわけなんです。このモンキードッグを使ったサルも、結構そういう意味で現地の住民の方が苦労しているのを見せたり、それからモンキードッグを実際にこうやって役立っているのを体験させるというのは、それ自体がエコツーリズムにもなりますし、環境教育にもなるなという感じが私はしているんですが。

特によろしいですか。今のは答えがなくても。

はい、分かりました。ありがとうございます。

それでは他にございますでしょうか。本当に現地の方々はサルによって困っていらっしやいますので、何とか、この原案どおりで認めていただければと思います。

それでは特に他にないようでしたら、これも原案どおりということで認めることにいたします。ありがとうございました。

続きまして3番目ですね。24年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)につきまして、事務局の方から御説明をお願いいたします。

(濱谷環境政策課長)

環境政策課長の濱谷でございます。

県では水質の汚濁の防止を図り、もって県民の健康を保護し生活環境を保全することを目的といたしまして、水質汚濁防止法第16条の規定に基づきまして毎年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画を当審議会にお諮りしつつ作成しております。

それに基づきまして、国土交通省、県、青森市、八戸市の各機関が水質の測定を実施し、県内の水質汚濁の状況を常時監視しているということになっております。

それでは平成24年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)について御説明したいと思います。

計画(案)本体につきましては、資料5としてお付けしておりますが、まずは資料6に基づきまして平成22年度の水質の測定結果の状況について御報告申し上げたいと思います。

資料6の1ページ目を御覧いただきたいと思います。

1つ目は、県内の公共用水域の概況であります。平成22年度の水質測定の結果は、相対的に見て概ね良好な状況にあり、近年はほぼ横ばいで推移していると認められます。

2つ目でございます。人の健康の保護に関する基準の達成状況についてであります。カドミウムなどの、いわゆる健康項目につきましては、46の河川、5つの湖沼、3つの海域で延べ2,239項目の測定を行いました結果、むつ市大畑町の正津川で砒素が環境基準値を超過しております。原因であります、砒素を含む温泉の湧出に由来する、いわゆる自然要因によるものと考えられております。近年は、この正津川以外で環境基準値を超過するケースはありませんので、環境基準の達成率は99%~100%の間で推移しております。

3つ目であります。生活環境の保全に関する基準の達成状況についてであります。BODなどの、いわゆる生活環境項目について、63の河川、7つの湖沼、8つの海域で延べ8,009

項目の測定を行った結果、環境基準の類型指定がなされている 87 水域のうち 80 水域で環境基準を達成しております。その達成率は全体で 92.0%となっております。

2 ページに移っていただきまして、右側の表の一番右下の部分でございます。これは平成 22 年度における全国の環境基準達成率であります。全体で 87.8%となっております。従いまして、県内の環境基準達成率は全国平均より高いと言えると思います。

表の 2 です。環境基準を達成しなかった水域を記載しているものであります。河川では山田川の 1 水域、湖沼では十和田湖と小川原湖の 2 水域、海域では八戸市の河口海域、甲海域他 3 水域、計 7 水域で環境基準を達成できませんでした。

いずれの水域についても引き続き監視を継続していくと共に、更なる生活排水対策の普及啓発や事業場の排水に対する監視指導等について国や市町村などの関係機関と密接に連携しながら水質改善に向けた取組を進めて参りたいと考えております。

4 つ目、要監視項目の水質測定結果についてであります。要監視項目とは、人の健康に関する物質ではありますが、これまでの公共用水域における検出の状況などからみまして、現時点では直ちに環境基準項目として取り扱わず、引き続き知見の蓄積に努めるべき項目ということで、監視が必要な項目として 26 項目が定められております。

これにつきましては、これまでの測定状況や県内における使用状況などを考慮いたしまして、今申し上げました 26 項目の中から毎年 2 項目を選定いたしまして、いわゆるローリングをしながら測定を実施しております。

また国土交通省では要監視項目の中から E P N というものがございまして、それを選定し継続して測定を行っているところであります。

その結果であります。平成 22 年度はイソプロチオラン、オキシ銅、E P N の 3 項目について 19 河川で延べ 43 項目の測定を行いました。全ての地点で検出は認められませんでした。

それから 3 ページに移っていただきまして、3 ページの図の 1 から 4 は環境基準達成率の経年変化をグラフ化したものであります。御覧になって分かるように、近年はほぼ横ばいとなっております。

以上で資料 6 の説明を終わらせていただきます。

続きまして、24 年度の測定計画（案）につきまして、資料 7 を用いまして御説明を申し上げます。

まず 1 ページ目でございます。1 つ目、趣旨でございますが、最初に申し上げましたとおり、水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づいて作成するものであります。

2 つ目、測定計画策定に係る考え方についてであります。公共用水域における水質の汚濁状況等を適切に監視するため、環境省から示されました処理基準に基づきまして、これまでの測定結果や利水状況などを勘案し測定計画を策定しております。

また、測定計画の策定にあたりましては、国土交通省、青森市及び八戸市の 3 機関から提出されました計画案を踏まえまして県が取りまとめを行ったものであります。

次に3つ目の平成24年度計画(案)の概要についてであります。

(1)測定項目等につきまして、平成24年度は平成23年度と同様に78の水域、195地点で延べ11,752項目の測定を行うこととしております。表1に延べ測定項目数の内訳を記載しております。

2ページ目を御覧いただきたいと思えます。(2)として前年度計画との主な変更点についてであります。表の2でありますが、前年度との延べ測定項目数の比較を記載しておりますが、その増減の内容等について から まで順に御説明いたします。

及び につきましては、毎年度ローリングのため変更しているものであります。1つ目につきましてはローテーションにより、来年度はA群を測定すると。2つ目につきましては、 につきましてはローリングによりニッケル及びモリブデンを測定することとしております。 であります。国土交通省が所管する小川原湖の全地点につきまして、今まで湖の管理で測定していたクロロフィル-aを測定計画に計上し公表することとしたものであります。

続きまして3ページをお開きください。青森市が所管する横内川水系ねぶたの里入口につきまして、生活環境項目の測定回数を上流部の水道取水口上流と揃え、年4回から年6回へと変更しております。

青森市が所管する新城川水系戸建橋につきまして、1,4-ジオキサンの広がりを調べるため、新城川においても年1回実施することといたしました。

八戸市が所管する河川の7地点全てにつきまして、環境省から測定要望があった大腸菌数を年4回測定することといたしました。

八戸市が所管する海域につきまして、これも環境省から測定要望がありました下層DOを八戸前面海域の14地点について年6回、南浜海域の2地点につきまして年4回測定することとしました。

は橋の名称の変更に伴う測定地点名の変更であります。

以上8点が前年度計画との主な変更点となっております。

御説明は以上であります。よろしく願いいたします。

(藤田会長)

ありがとうございました。何かこれにつきまして御意見、ありますか。

はい、どうぞ、福士さん。

(福士委員)

福士でございます。今の最後の資料の3ページの ですが、横内川の件なんです、これは何か、汚染はしてないと思えますが何かあって上の水道の方と測定回数を増やしてやるということですが、その理由を若干説明をいただきたい。

それからあと1つですが、これは、私は何も別にこの計画(案)そのものについては特に大

きな異議はありませんので賛成なのですが、参考までに補足としてお聞きしたいことがあります。

それは例の福島原発の話でして、県内ほとんど汚染はないと思いますが、この計画とはまた別に、何か特別測るとか、そういう予定とか、あるいは過去測った実績が若干あるのであれば、その概要だけで結構です、お教え願いたいと思います。

(藤田会長)

それは放射能につきましてですか。

(福士委員)

そうです。

(藤田会長)

分かりましたら、では事務局、お願いいたします。

(濱谷環境政策課長)

放射能の関係につきましては、別途、原子力安全対策課の方で原子力センターなどモニタリングポイントで毎年定期的に調べているものがございますので、その結果で目立ったデータは出ていないと聞いております。

併せて、当課が行いましたのは7月に県内の水浴場につきまして海水をいくつかブロックごとに分けまして、代表的な所から海水を採取して放射性物質の有無を測定した経緯がございます。いずれも県内、測定状況は不検出でありました。

放射性物質については以上のところが対応状況であります。

それから横内川の件につきましては、青森市さんがお見えになっていないので詳しいことまでは分かりませんが、我々が聞いたところでは、要は上流と下流、同一の河川でありますので、同じ水域として同じ回数測定することに改めたと聞いております。

(藤田会長)

よろしいですか。

どうぞ。

(福士委員)

青森市の件は分かりました。それで、放射能の方なのですが、県の方でモニタリングポストをやっていますが、心配は川の底の泥とか底質なのですが、それは県のモニタリングの方で、別な方でやられているのでしょうか。それともそちらではそういうのは今後検討する予定はないということですか。

(名古屋部長)

全部の河川についてやっているわけではないんですが、県で今現在モニタリングをしているのは東北電力の東通原子力発電所と六ヶ所の日本原燃の施設についてのモニタリング計画を定めまして、それぞれ環境試料中の放射能の測定を行っております。

これまでのところ、福島の影響につきましては、やはりセシウム 134 と 137 とございまして、134 というのが半減期 2 年と短いものなわけでありまして、これが検出されると福島の影響があるだろうというふうに見られるわけですが、やはりごく微量ではありますが 134 と 137 が検出されているということから、影響はその程度のもではあるんですが、全くないわけではなくて、降下物についてもまだ若干月間の降下物等の中に影響があるというふうに見えています。ただ、それは非常に微量でございまして、場合によっては環境中の濃度とそんなに変わらないようなものであっても 134 が出ると、やはりそれは福島の影響だろうということで評価しておりまして、これは四半期ごとの評価会議でもって評価をした上で公表し、また監視委員会に報告して県民にも公表しております。

健康に影響はないレベルであるというのがこれまでの測定結果でございます。

(藤田会長)

いいですか、はい。

他に、はい、針生さん。

(針生委員)

針生です。十和田湖なんですけど、要するに 4 年間基準点が、いわゆる 2 箇所、中央と子の口前面で非達成なんですけど、十和田湖の水をこれからどういう具合に、県としては秋田県と一緒にやっていかなければならないと思うのですが、このまま見逃しておくのか、それとも何か具体的ないわゆることを考えているのかどうか、お聞きしたいと思います。

(藤田会長)

はい、事務局、お願いします。

(濱谷環境政策課長)

お答えいたします。県では平成 19 年度から 3 年間にわたり独立行政法人の国立環境研究所、それから土木研究所と共同で十和田湖におけるいわゆる COD、水質悪化の主な原因と考えられる、いわゆる難分解性溶存有機物の汚濁機構を解明するための研究と、ちょっと難しい言葉ですけども、そういう研究を進めてきたところであります。

現在、結果をとりまとめ中ではありますけれども、県としてはこの研究結果を加味した上で、これまでの調査結果、様々ございますので、その総合的なとりまとめを行いたいと考えております。

それで、例えばいろいろな汚濁の負荷がどういうものか。例えば人為的なものもござい
ます。それから自然発生的なものもありますので、この調査をできるだけ明らかにしたい
なと考えています。その上で水質改善対策を実施していきたいと思っております。

ただ、今までの取組といたしましては、まずは下水道の接続率の向上、それから先ほど
申し上げましたように、いろんな原因究明のための調査の実施とか、あるいは秋田と共同
で十和田湖環境保全会議というようなものを開催いたしまして、いわゆる実際の汚濁の解
明とか、その改善について秋田県とも共同で取組を進めてきております。

また、地域住民の方々とか事業者とも連携して取組を推進していきたいと考えておりま
す。

ただ、十和田湖の水が入れ替わるためには、大体 10 数年くらいの期間が必要だというこ
とで、やはり取組の成果をかなり長い目で見ていただく必要があるのかなと考えておりま
す。

ただ、十和田湖の水質、実は類型ということで、最も厳しい類型なんですよ、COD
1mg/リットルというようなすごい厳しい類型をクリアできないということでありまして、
全国的にみればかなり良好なレベルにあると思えます。

例えば、平成 22 年度の測定結果によりますと、類型されております全国 184 の湖沼中、
十和田湖は 24 番目にきれいな湖沼ということになっております。まあ、これでいいとい
うことではございません、取組を継続していきたいと持っておりますので、よろしく願
いたしたいと思えます。

(針生委員)

はい、了解しました。

(藤田会長)

はい、かなり十和田湖は綺麗な湖で、基準がちょっと厳しいということで、基準オーバ
ーだということなんです。

(針生委員)

油断すると、前は油断したことがございますので、そういうことがあるものですから。
ありがとうございます。

(藤田会長)

他にございますか。はい、それではこの件につきまして御了解いただいたということに
したいと思います。

それでは最後の諮問 4 ですが、平成 24 年度地下水の水質の測定に関する計画(案)につ
きまして、また事務局から御説明をお願いいたします。

(濱谷環境政策課長)

引き続き、地下水の水質測定に関する計画(案)につきまして御説明申し上げます。

計画本体の案は資料8としてお届けしておりますが、まずは先ほどと同様、資料の9に基づきまして、これまでの測定結果の概要について御説明したいと思っております。

資料9の1ページ目を御覧いただきたいと思っております。1つ目の地下水の水質監視について。県では地下水の汚染の状況を把握するため、平成元年度から県内全域を継続的に監視しております。

2つ目の平成23年度までの調査実施状況であります。県内全市町村を対象に、概況調査を行っておりまして、これまでに延べ1,296本の井戸について実施してきております。概況調査におきまして環境基準項目が検出された井戸につきましては、汚染井戸周辺地区調査により、その汚染範囲を確認した後、その中で定点を設けまして経年変化を把握するための継続監視調査を実施しております。各年度の実施状況は表1のとおりであります。

続きまして2ページを御覧ください。平成23年度の調査結果の速報値であります。(1)の概況調査についてであります。3市7町2村の19本の井戸を調査しており、表2に検出状況を示しております。鉛、砒素、1,1,2-トリクロロエタンについては検出されたものを、ふっ素、ほう素については環境基準値の8割を超えて検出されたものを記載しております。

御覧のとおり、鉛が1本、砒素が9本、1,1,2-トリクロロエタンが1本、ふっ素が2本、ほう素が1本の井戸から検出されております。環境基準値を超えて検出された井戸はふっ素が1本ということになっております。

(2)の汚染井戸周辺地区調査であります。5市1町の9地区、40本の井戸を調査しており、表3に検出状況を示しています。表3は3ページになります。環境基準項目が検出されました井戸は鉛が1本、砒素が9本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が16本、ふっ素が4本であります。これらのうち環境基準値を超えて検出された井戸は硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が2本、ふっ素が2本ということになっております。

3ページを御覧いただきたいと思っております。(3)継続監視調査についてであります。10市7町の62地区、111本の井戸を調査したところ、環境基準項目が検出された井戸は97本であり、うち49本の井戸で環境基準値を超過しております。

4ページ及び5ページに環境基準値を超過した項目のうち硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素を除いた項目について経年変化のグラフを載せております。例えば1)弘前市土手町地区におきましては、テトラクロロエチレンが環境基準値を超過しており、再び上昇の傾向にあります。2つ目、2)のグラフであります。八戸市尻内地区につきましては環境基準値を超過した項目はありませんでしたが、1,2-ジクロロエタン及びテトラクロロエチレンが昨年度に引き続き検出されております。八戸市、こちらは5ページになりますが、八戸市城下地区につきましてはテトラクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレンが昨年度に引き続き環境基準値を超過しています。また、平成21年11月に新たに環境基準値が設定され、今年度から調査項目に追加いたしました塩化ビニルモノマーも環境基準値を

超過しておりました。

4つ目の黒石市一番町地区につきましては、検出された項目はありませんでした。なお、グラフ中の1,1,2-トリクロロエタンの環境基準値に記載漏れがありました。基準値は0.006mg/リットルということになります。申し訳ありません。

三沢市幸町地区につきましては、四塩化炭素が環境基準値を超過していますが、昨年度と同じレベルでありました。

なお3年連続で環境基準値の概ね9割を超えないことが確認された黒石市一番町地区につきましては、調査をこれで終了いたしますが、その他の地点につきましては今後も引き続き監視を行ってまいります。

以上が地下水の水質状況の概要であります。

続きまして資料10に基づきまして地下水水質測定計画の案について中身を御説明したいと思います。

資料10の1ページを御覧ください。2つ目の測定計画作成に係る考え方についてであります。中核市である青森市及び特例市である八戸市の計画案を県が取りまとめを行い、その上で国の処理基準に基づき作成しております。

3つ目の平成24年度計画(案)の概要についてですが、表の1を御覧ください。平成24年度は合計208地点での調査を予定しております。(1)の概況調査についてであります。全市町村を対象に調査を実施しております。測定地点は県内を6ブロックに分け、各ブロックから地点を選定しております。平成24年度は6市3町3村の19地区、19本の井戸について調査することとしております。測定項目は環境基準項目全項目について測定することとしております。

引き続きまして2ページを御覧ください。(2)汚染井戸周辺地区調査であります。平成24年度は2市4町の13地区、76本の井戸について調査を行うこととしておりまして、表の3にその概要を示しております。測定項目は概況調査等において検出された項目を対象としておりまして、まず板柳町板柳地区では鉛、青森市の原別、浦町、鶴ヶ坂・戸門、安田、堤、新町地区、八戸市の石堂、根城、尻内地区、今別町今別地区、板柳町板柳地区、七戸町天間館地区では砒素を、それから七戸町天間館地区では1,1,2-トリクロロエタン、八戸市石堂地区、東北町上野地区ではふっ素、八戸市石堂地区ではほう素を測定することとそれぞれしています。

(3)の継続監視調査についてであります。9市9町の59地区113本の井戸について調査を行うこととしております。平成23年度計画からの変更内容といたしましては、汚染井戸周辺地区調査によって鉛、砒素などが検出された地区や、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素が環境基準値の8割を超えて検出された地区の6地区を新たに継続監視調査の対象としております。また、3年連続で環境基準値の概ね9割を超えないことが確認された地区や、自然由来による汚染と判断される八戸市の江陽、小中野、柏崎及び黒石市一番町の4地点については調査を終了いたします。なお、青森市の堤、中央、本町、新町地区につ

いては平成24年度の測定は行いませんが、次年度以降測定を行う予定としております。測定項目については4ページの表4のとおりであります。

以上が平成24年度地下水水質測定計画の案であります。

よろしく願いいたします。

(藤田会長)

ありがとうございました。

御意見等、ありましたらどうぞお願いいたします。

はい、どうぞ。

(佐藤巧委員)

佐藤です。資料の9の3ページ、継続監視調査についてお伺いいたします。例えば、1の弘前市土手町地区、テトラクロロエチレンが環境基準値を超過して、再び上昇したということなのですが、これは井戸水の測定だと思うんですが、この井戸というのは飲用にしているものなのか、工業用として使っているものなのか、その辺、まずちょっとお願いしたいと思います。テトラクロロエチレンというのを送りいただきました水質用語解説の中を見ますと、人体への影響として肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られているというように、人体に影響が出るものだというようなことが書かれておりますので、この弘前の土手町の場合、これが検出されたという原因、これは原因を探るのは非常に難しいと思います。井戸の深さによって地表水の浸透とか、深いところであればそんなに浸透の影響というのはないと思いますので。その辺が分かるんでしたらお知らせいただければと思います。

(藤田会長)

御説明をお願いします。

(濱谷環境政策課長)

用途につきましては生活用水で飲用ではございません。生活雑排水みたいな形で雑用水に使っているのと園芸用に使っていると聞いております。

それからテトラクロロエチレンの原因ですが、これは実は平成3年度の汚染井戸周辺地区調査において検出されたということで、平成4年度以降、ずっと監視を続けているものであります。

当時の平成5年度に実は0.84mg/リットルと高濃度の値が検出されたということで、その井戸を含みず周辺の9つの井戸で調査を実施したところ、5本が評価基準を超過していたということであります。

当時の記録によりますと、検出井戸の中にはクリーニング店があると。クリーニングの

溶剤廃液に由来するものもあるのかなど。ただ、詳しい原因は不明であるということで特定はできておりません。

平成 14 年度につきましては、周辺の事業所の立入による発生源調査ということで、事業所 17 件について実施しましたが、原因は分からないということでもあります。

ただ、溶剤管理は徹底していただきたいということで啓発指導を行っております。それで汚染拡大防止には努めているということでもあります。

ずっと減少傾向にありましたけれども、また御指摘のように 23 年度再び上昇したということで、引き続き継続調査を行っていきたくて考えております。

以上であります。

(藤田会長)

よろしいでしょうか。

(佐藤巧委員)

はい、ありがとうございます。

(藤田会長)

はい、どうも。

他に何か御意見ございますか。

モニタリング調査をしっかりとやっていたいただいているということなので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは特にないようですので、これも原案どおりということにいたしたいと思います。

これで全ての諮問案件の審議が終わりましたので、特に御意見がないようですから、これをこのまま認めるということで審議を終えたいと思います。御協力、ありがとうございました。

それでは、どうでしょうか、原案どおりということなんですが、すぐに答申というようにいたしますか、それともちょっと休憩をいたしましょうか。

それでは 5 分休憩させていただきます。今が 16 分ですから、3 時 21 分まで休憩させていただきます。

< 休憩 >

(藤田会長)

答申書案は配っていただけましたでしょうか。

それでは、会議を再開いたします。委員の皆様には答申書案、配布されていますでしょうか。

それでは答申書案を見てください。

青森県知事 三 村 申 吾 殿

青森県環境議会

会長 藤 田。

青森県環境審議会に対する諮問事項について（答申）

平成 24 年 1 月 30 日付けで青環第 1633 号で諮問のあった下記事項については、審議の結果適当と認められますということで、

記として

- 1 「第 11 次鳥獣保護事業計画（案）」について
- 2 「第 3 次特定鳥獣保護管理計画（下北半島のニホンザル）（案）」について
- 3 「平成 24 年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）」について
- 4 「平成 24 年度地下水の水質の測定に関する計画（案）」について

ということで、全て原案どおり認めましたので、これでよろしいかと思いますが。特にございますか、よろしいですか。

はい、それでは答申させていただきたいと思います。この文案どおりですね。

平成 24 年 1 月 30 日

青森県知事 三 村 申 吾 殿

青森県環境議会

会長 藤 田 均

青森県環境審議会に対する諮問事項について（答申）

平成 24 年 1 月 30 日付け青環第 1633 号で諮問のあった下記事項については、審議の結果適当と認められます。

記

- 1 「第 11 次鳥獣保護事業計画（案）」について
- 2 「第 3 次特定鳥獣保護管理計画（下北半島のニホンザル）（案）」について
- 3 「平成 24 年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）」について
- 4 「平成 24 年度地下水の水質の測定に関する計画（案）」について

以上でございます。

それでは、以上で諮問案件についての審議を終了いたします。

続きまして、報告案件 1 の青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例（案）につきまして報告を受けたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

(前澤自然保護課長)

資料 11 の青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例(案)です。内容は鳥獣保護区などに設置する標識の寸法を条例で定めるものです。

1 ページです。条例の制定理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、鳥獣保護法が改正され、これまで施行規則で定められていた、知事が指定する鳥獣保護区などに設置する標識の寸法については、省令を参酌して県の条例で定めることになりました。

標識の設置区域としては、(1)指定猟法禁止区域から(2)鳥獣保護区、(3)特別保護地区、(4)特別保護指定区域、(5)休猟区、(6)特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域で、標識のイメージとしては資料の4ページ、5ページになりますけれども、標識部分の寸法を条例で定めるものです。

知事は、鳥獣保護区などを指定した場合は、狩猟者などへ当該区域の周知徹底や現場での境界確認が可能となるよう、標柱又は標識を設置しなければならないこととされており、近年は標柱より表札の方が確認しやすいという理由から、制札のみを設置しています。

また、寸法に関しては、これまで苦情、問題がなかったことから、国の基準で定める標識の寸法と同様としております。

条例案につきましては、2月定例会に提出することとしており、施行期日は関係法律の整備に関する法律の施行日と同一の平成24年4月1日としております。

以上が条例案についての御報告でございます。

(藤田会長)

報告ということなのですが、何か御質問等ありましたお願いいたします。

はい、どうぞ、飯委員。

(飯委員)

飯と申します。質問というよりも、これ、レジユメ全て揃っていますか、1ページから5ページまで。私のは2ページから4ページまでしかありません。

(藤田会長)

後から送られて来たんじゃないですかね。2回送られてきたんですけどもね。

(飯委員)

ああ、そうですか。

(藤田会長)

資料がまだあれば、飯委員さんをお願いします。

(前澤自然保護課長)

今、資料を確認させていただきます。

(藤田会長)

今日配られた資料が2ページしかないのかもしれませんがね。

(前澤自然保護課長)

ちょっと資料の印刷ミスがあったようで、大変申し訳ございませんでした。

(藤田会長)

それでは後日また送ってもらいますか。そうでしょうか。

(前澤自然保護課長)

そうですね、正式というか正しい資料を送らせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

(藤田会長)

それでは、他にこの資料がないという、足りないという他の御質問等がありましたらお願いいたします。

はい、それではこの報告は以上といたしまして、最後、田子町の産業廃棄物の件ですね。また報告を事務局からよろしくお願いいたします。

(西谷県境再生対策室総括主幹)

県境再生対策室の西谷と申します。それでは資料の12、13、14に基づきまして県境不法投棄事案の最近の状況について御報告をいたします。

まず資料の12、撤去実績、1枚もものございます。この表、上段は平成23年度実績、右から2つ目の欄を御覧ください。今年度の実績、これまで152日間作業をしております、台数としてはトラック8,825台、撤去実績としましては、これは1月17日現在では104,567トン余を撤去しております。トータルとしましては、これまで、平成16年以降844,010トン余を撤去しております、全体の数量の7割弱を撤去しております。

下の右の棒グラフを御覧ください。この23年度のグラフですが、一番上に223,000と書いておりますが、当初223,000トンを撤去するという目標を掲げまして撤去を行って参りましたが、3月11日に発生しました東日本大震災で県が委託している処理施設が被災した他、その後、雨が多かったりとか現場でPCB入りの廃コンデンサが発見されたりとか各種事情がありまして、現場での撤去作業が滞ったために、今年度の撤去は目標に対して46.9%に留まっております。

しかしながら、今年度、撤去目標に達しなかった分については平成 24 年度が当初の計画では 156,100 トンで、能力的には 230,000 トン以上処理できる施設の能力を備えておりますので、今年度できなかつた分については来年度に回して撤去して、最終的には 25 年度までに撤去を完了するという計画でございます。

続きまして、資料の 13 ページ、これは両面コピーで 4 ページまでのものでございます。県境不法投棄現場に係る平成 23 年 1 月から 12 月までの環境モニタリング等の調査結果の取りまとめでございます。

まず 1 つ目の水質モニタリングです。現場内の一部の地点においては有害物質でありますベンゼン、1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー及びほう素が環境基準を超える値で検出されております。検出状況はこの表のとおりでございます。

しかしながら、これはあくまでも廃棄物が不法投棄された現場の中でございまして、周辺の環境につきましては全ての地点で環境基準は超えておりません。

次、2 番目の有害大気汚染物質モニタリングです。これは現場の敷地境界の 3 地点におきまして、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについて調査をしておりますが、いずれの地点でも全ての項目、環境基準を下回っております。

3 つ目の大気汚染物質モニタリング、これは現場周辺の上郷地区という地点におきまして、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質について調査をいたしましたが、全ての項目で環境基準を下回っております。

4 つ目の騒音振動モニタリングですが、これも同様に上郷地区と田子地区におきまして騒音を調べた結果、環境基準を下回っております。振動につきましても、騒音と同一地点で調査を実施しましたが、道路交通振動の要請限度というものと照らし合わせたところ、それを下回っております。

5 番目としては、現場の汚染した水については浸出水処理施設というところで処理をして周辺環境へ放流しておりますが、その水処理施設において処理した水について調査した結果、いずれの項目も計画処理水質を下回っているという状況でございます。

3 ページ目、4 ページ目についてはモニタリングの地点図となっております。

では引き続き資料 14 について御報告いたします。先ほど、現場の撤去状況の進捗が低いということの要因として、PCB 使用廃コンデンサのことを取り上げましたが、その状況でございます。

経緯といたしましては、県境不法投棄現場において、昨年度末、平成 23 年 2 月 8 日に初めてコンデンサが発見されまして、これまで現場で 57 個確認されております。この廃コンデンサにつきましては、そのものの中身の他、周辺の廃棄物についても必要に応じて PCB の分析調査を実施しております。その結果につきましては原状回復対策推進協議会の中の 4 名の専門家の皆様にご確認をいただき、安全を確認していただいた上で撤去作業を行っております。

主な経緯としましては、2月8日にコンデンサが23個確認されて以降、10日からしばらく作業を休止しました。そして搬出も3月28日まで休止という状況にございました。

その後、協議会の専門家の委員の先生方の助言、評価をいただきまして調査方法等を定め、それに基づきまして調査をした結果を踏まえて3月24日には、 ですが、現場の掘削工程で監視を強化するために監視員をつけるとか、そういう対策を取るということを条件としまして作業の再開をしております。

その後もコンデンサが発見されまして、これまで発見されたものの中にはPCBを使用したと思われる絶縁油、油が入っていなかったんですが、5月12日に液体が残っている廃棄物が1個確認されたということで、それがPCBを含んでおりますと周辺への汚染の拡散ということが懸念されますので、その対応ということで周辺の廃棄物等の調査方法等について専門家の御意見を伺いながら検討をして、6月9日に液体が残った廃コンデンサの対応方針を決定しました。

現在までその方針に基づきまして発見されたものについては調査をし、結果を専門家の先生方に評価いただいております。

これまでの結果ですが、2ページ目の2番(1)ですが、現場内では廃棄物は平成12年度以降調査をしておりますがPCBは検出されておられません。15年度以降行っている地下水でもPCBは検出されておられません。ただし、平成12年度に対策の初期段階で現場の堆肥様物と、まあ廃棄物から浸みだしてきた水、1箇所から微量にPCBが検出されたことはありますが、これは排水基準が0.003ですから、それで比較するとそれ以下という状況でした。

17年度以降行っている水処理施設の処理水と原水ではPCBは検出されておられません。

(2)周辺環境ですが、これまで行った周辺環境モニタリングではPCBは検出されておられません。

ということで、現場からPCBが使用された可能性のあるコンデンサは見つっておりますが、周辺への拡散はないと考えております。

今後の対応ですが、廃コンデンサが発見された場合は分析を行いまして、これまでと同様、専門家の確認を受けた上で安全を確認しながら掘削作業を実施いたします。発見された廃コンデンサは廃棄物処理法の規定に準じまして、現場内の建屋で蓋付きドラム缶等の密閉容器に入れて保管しております。今後、処理方法については検討をしていきたいと考えております。

3ページ目は、これまで発見されたコンデンサの一覧表でございます。メーカー、型式、分析結果等を記載しております。

4ページ目は現場で発見された場所を示しております。ほぼ中央部に集中しております。この部分以外からは今のところ発見されておられません。

5ページ目は、これまで行ったPCBが発見された周辺の廃棄物、あるいは以前にもう出してしまったものになかったのかということで、搬出済みの廃棄物等を分析しております。

したが、いずれもPCBは不検出という状況でございます。

最後、カラーの写真で現場の状況とコンデンサの写真を添付してございます。一番上の写真は現場全景ですが、近寄ってみますと、人、白いタイベックを着た作業員がおりますが、その足下にコンデンサを確認したということで、それを拡大しますと下の4つの写真のとおりになります。碍子と呼ばれるこの白い瀬戸物が3つ付いておりまして、これが取れているものと取れていないものがありますが、この弁当箱のようなものの中にPCBを含むと考えられる絶縁油、油が入っているというものがこの廃コンデンサでございます。検査の結果は、高濃度のものはなくて、入っていても微量のものしかないという状況でございます。

以上、近況報告とさせていただきます。

(藤田会長)

ありがとうございました。

何か御意見等、ございますか。結局は、これは25年度までで終わると、平成25年度をもって終了するということと、あとはPCBにつきましてはどのようなふうに処理をするかを今、検討中で、今、蓋付きのドラム缶の中に入れようということですね。

はい、どうぞ。

(糠塚委員)

ちょっとお伺いしたいんですけども。3ページ目について。

(藤田会長)

何の3ページですか。

(糠塚委員)

資料14の3ページ目に、試料状況というのと採取試料中のPCB濃度というのがあるわけですが、油というのがいくつかありますけれども、これはコンデンサからPCBを抜いた後に油を別に入れたと考えてよろしいのでしょうか。

(西谷県境再生対策室総括主幹)

この油というのは、PCB自体が絶縁油なものですから、それを油と称しております。

(糠塚委員)

そのPCB濃度というのは非常に低濃度に書いてあるわけですが、PCB本体。

(西谷県境再生対策室総括主幹)

かつて、昭和 47 年以前はコンデンサに使われた P C B は 100% P C B だったんですが、47 年には製造が自粛されまして、49 年度以降は使用されてないんです。しかしながら、若干製造の過程で微量の P C B が混入してしまったものが数多くあるということで、微量 P C B 入り廃コンデンサということが問題になっております。今回我々の現場で見つかったものには本当の濃い P C B が入っているものではなくて、絶縁油の中に微量に P C B が混じってしまったものがほとんどであると考えております。

(糠塚委員)

分かりました。それでこの油の成分というか、油が周りに漏れていないかとか、そういうことは調べているんですか。

(西谷県境再生対策室総括主幹)

周辺の、油というよりは P C B 自体を検査しております。結果、不検出ということです。

(糠塚委員)

この油は調べる必要はないのですか。

(西谷県境再生対策室総括主幹)

油は有害なものではありませんので、調べる必要はないと思います。

(糠塚委員)

そうですか、成分が分かったら教えてもらいたいんですけども。

(西谷県境再生対策室総括主幹)

現在使われている絶縁油の成分ですか。

(糠塚委員)

この油、いわゆるこの試料としての油の成分。

(西谷県境再生対策室総括主幹)

例えば 46 番に書いてある油ということですね、成分ですか。

これは絶縁油の成分ということですよ。今、手元にありませんので、お調べした後で事務局の方からお伝えするようにお願いしておきます。

(糠塚委員)

お願いします。

(藤田会長)

はい、時間もかなり過ぎちゃっているんですけども。

他にございませんか。

それではないようですので、これもちまして報告を終えたいと思います。

それではこれで議事を終了ということで、ありがとうございました。

(司会)

藤田会長、委員の皆様、長時間にわたりましてありがとうございました。

閉会にあたりまして、名古屋環境生活部長から御挨拶を申し上げます。

(名古屋部長)

本日は、委員の皆様にはお忙しい中御出席賜り、また熱心な御審議をいただきまして、誠にありがとうございます。

おかげをもちまして、諮問案件4件、報告案件2件につきまして皆様から貴重な御意見をいただくことができました。厚く御礼申し上げます。

本日、委員の皆様からいただきました御意見、御提言につきましては、すぐにといいのも難しいものもございますが、今後の環境行政にしっかりと反映させていきたい、環境保全の、青森県の環境保全の一層の推進に努めて参りたいと考えております。

これからも本県の環境をより良いものとするため、皆様からの御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、第15回青森県環境審議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。